

岩国市監査告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を執行し、同条第9項及び第10項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成30年11月26日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 片 岡 勝 則

1 監査の対象

総務部（総務課・秘書課・広報戦略課・職員課・人権課・契約監理課・用地管財課・情報統計課）

総合政策部（政策企画課・行政経営改革課・地域交通課・財政課・課税課・収税課・基地政策課）

2 監査の実施期間

平成 30 年 9 月 3 日から同年 10 月 29 日まで

3 監査委員の交代

監査委員のうち、河合伸治委員が平成 30 年 10 月 31 日付けで任期満了のため退任し、後任者として、片岡勝則委員が平成 30 年 11 月 15 日付けで選任された。

4 監査の手続

監査に当たっては、主として平成 30 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財務管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行い、法令に基づいて、適正かつ効率的、合理的に行われたかを主眼として実施した。

5 監査の結果

平成 30 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。

なお、一部において次のとおり改善を要望します。

(1) 共通事項

職員数の減少により、個々の負担も増大していると思われるが、更なる事務改善を行い、懸案事項の解決や時間外の縮減へ向けて努力していただきたい。また、財務に関する事務については、岩国市財務規則を今一度熟

読し、遵守していただきたい。